

平成27年度普通交付税(市町村分)の概要

普通交付税

県計で1,665.3億円(対前年度比△37.3億円、△2.2%)

震災後、回復傾向にある市町村民税所得割の増加、地方消費税率引上げによる増収分が平年度されたことによる地方消費税交付金の増加等により基準財政収入額が伸び、不足額が減少したため、普通交付税は減少。

区分		27年度 A	26年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B	(参考) 地財増減率
内 訳	大都市	152.2	173.5	△21.3	△12.3%	/
	都市	1,057.5	1,077.1	△19.6	△1.8%	
	町村	455.6	451.9	3.7	0.8%	
県計		1,665.3	1,702.5	△37.3	△2.2%	△0.8%
(除大都市)		1,513.1	1,529.0	△15.9	△1.0%	

(注)1 表示単位未満を四捨五入しているため、県計と内訳の合計等が一致しない場合がある。

2 26年度は調整復活後の額である。

3 [参考]全国市町村増減率は、当初算定比である。

臨時財政対策債発行可能額

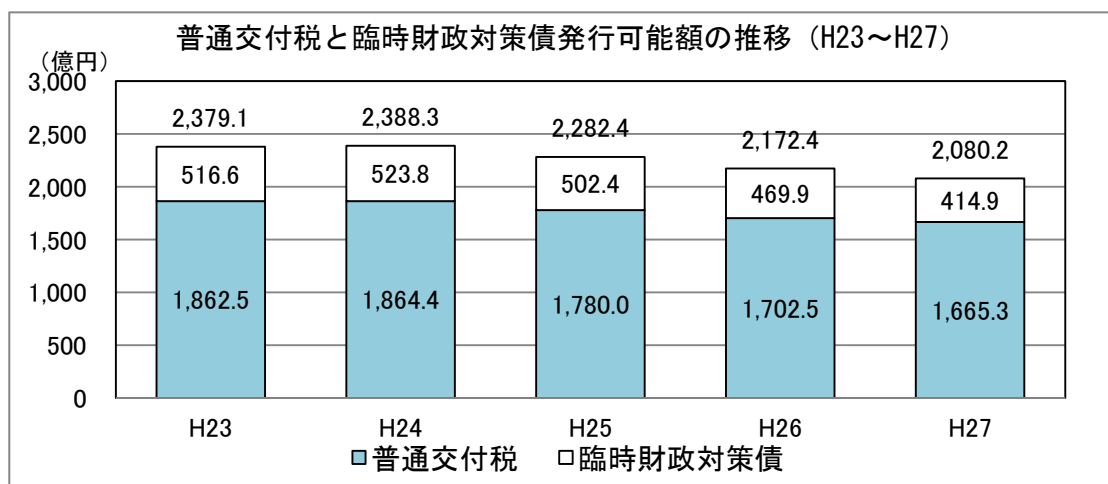
県計で414.9億円(対前年度比△55.0億円、△11.7%)

全国ベースでの発行可能額の減少(対前年度比△19.1%)によるもの。

(単位:億円)

区分		27年度 A	26年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B	(参考) 地財増減率
内 訳	大都市	206.2	244.5	△38.3	△15.7%	/
	都市	138.3	153.1	△14.8	△9.6%	
	町村	70.4	72.3	△1.9	△2.6%	
県計		414.9	469.9	△55.0	△11.7%	市町村分
(除大都市)		208.7	225.4	△16.7	△7.4%	△11.6%

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、県計と内訳の合計等が一致しない場合がある。



交付団体・不交付団体の状況

・昨年度に引き続き、県内35市町村すべてが交付団体となった。

平成27年度普通交付税(市町村分)の算定結果

1 基準財政需要額・基準財政収入額・普通交付税額

(単位: 億円)

区分		27年度 A	26年度 B	増減額 C(A-B)	増減率(%) D(C/B)	
基準 財政 需要 額	個別算定経費(イ〜オ除き)	ア	3,607.9	3,626.5	△18.6	△0.5%
	地域経済・雇用対策費	イ	45.4	59.0	△13.7	△23.1%
	地域の元気創造事業費	ウ	59.8	51.9	7.9	15.2%
	【新規】人口減少等特別対策事業費	エ	77.5		77.5	皆増
	公債費	オ	600.4	601.0	△0.6	△0.1%
	包括算定経費	カ	593.7	589.9	3.8	0.7%
	小計(臨時財政対策債振替前)ア〜カ	キ	4,984.6	4,928.3	56.3	1.1%
	臨時財政対策債振替額	ク	414.9	469.9	△55.0	△11.7%
	錯誤措置額等	ケ	△2.1	3.7	△5.9	△157.5%
	合計(キ+ク+ケ)	コ	4,567.6	4,462.2	105.4	2.4%
基準 財政 収入 額	基準財政収入額総括表	サ	2,904.5	2,765.4	139.1	5.0%
	錯誤措置額	シ	△7.4	△5.8	△1.6	△28.6%
	合計(サ+シ)	ス	2,897.1	2,759.7	137.5	5.0%
交付基準額(コス)		セ	1,670.5	1,702.5	△32.1	△1.9%
普通交付税額		ソ	(2,080.2) 1,665.3	(2,172.4) 1,702.5	(△92.2) △37.3	(△4.2%) △2.2%

- (注) 1 () 書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 基準財政需要額の錯誤措置額等には、合併算定替の縮減額を含んでいる。
 3 表示単位未満を四捨五入しているため、合計や増減額等が一致しない場合がある。
 4 27年度の交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。

2 主な増減要因(新規・廃止費目を除く。)

(単位: 億円)

区分	費目・税目	要 因	対前年度増減額 (増減率)	
基準 財政 需要 額	増	高齢者保健福祉費 (65歳以上・75歳以上)	・65歳以上…介護給付費負担金の増等 ・75歳以上…後期高齢者医療給付費負担金の増等	11.3 (1.8%)
		地域の元気創造 事業費	・地域の元気創造事業費の増	7.9 (15.2%)
		生活保護費	・被生活保護者数の増	5.3 (3.6%)
	減	保健衛生費	・社会保障充実分の増	5.1 (1.4%)
		地域経済・雇用対策費	・歳出特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」 の減	△13.7 (△23.1%)
		社会福祉費	・需要額積算見直し等による減	△18.0 (△3.4%)
基準 財政 収入 額	増	地方消費税交付金	・地方消費税率の引上げによる増収の平準化	107.6 (47.8%)
		市町村民税所得割	・納税義務者数、算出税額の増	51.5 (6.4%)
	減	市町村民税法人税割	・過年度精算等による減	△13.3 (△6.3%)
		東日本大震災に係る 特例加算	・地方税法附則で措置されていた課税免除の廃止 による減	△27.8 (△43.4%)

3 主な算定方法の改正点等

① 「まち・ひと・しごと創生事業費」(H27 年度地方財政計画:1 兆円)の創設に対応した算定

各団体が、まち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を算定するため、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設。

○人口減少等特別対策事業費の算定(6,000 億円程度)

各団体の人口を測定単位とし、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定させるため、全国的かつ客観的な指標で各団体毎のデータが存在するものを幅広く選定。

その際、各団体の取組の必要度(※1)や取組の成果(※2)を反映

人口減少等特別対策事業費(6,000 億円程度)の算定内訳

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,670 億円程度	330 億円程度	2,000 億円程度
市町村分	3,330 億円程度	670 億円程度	4,000 億円程度
計	5,000 億円程度	1,000 億円程度	6,000 億円程度

(※1)取組の必要度指標(現状の数値が悪い団体の需要額を割り増し)

人口増減率, 転入者人口比率, 転出者人口比率, 年少者人口比率, 自然増減率, 若年者就業率, 女性就業率, 有効求人倍率, 一人当たり各産業の売上高

(※2)取組の成果指標(全国との伸び率との差に応じて需要額を割り増し)

人口増減率, 転入者人口比率, 転出者人口比率, 年少者人口比率, 自然増減率, 若年者就業率, 女性就業率

市町村分算定額

(単位: 億円)

区分		取組の必要度分	取組の成果分	合計
内訳	大都市	10.8	4.7	15.5
	都市	27.1	5.3	32.4
	町村	25.3	4.4	29.7
県計		63.2	14.4	77.5
(除大都市)		52.4	9.7	62.1

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値や差引額等が一致しない場合がある。

○地域の元気創造事業費の増額(3,900億円程度)

現行の算定方法を基本的に継続し、各団体の行革努力(※1)や地域経済活性化の成果(※2)を反映。

地域の元気創造事業費(3,900億円程度)の算定内訳

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	225億円程度	975億円程度
市町村分	2,250億円程度	675億円程度	2,925億円程度
計	3,000億円程度	900億円程度	3,900億円程度

(※1)行革努力分指標

職員数削減率, ラスパイレス指数, 人件費削減率, 経常的経費削減率(人件費を除く), 地方債残高削減率(臨財債等を除く)

(※2)地域経済活性化分指標

農業産出額, 製造品出荷額, 小売業年間商品販売額, 若年者就業率, 女性就業率, 従業者数, 事業所数, 転入者超過比率, 一人当たり地方税収, 事業所数
各団体の伸び率と全国平均の伸び率との差に応じて割増し

市町村分算定額

(単位:億円)

区分		行革努力分	地域活性化分	合計
内訳	大都市	5.9	2.9	8.8
	都市	27.2	5.7	32.8
	町村	14.9	3.2	18.1
県計		48.0	11.8	59.8
(除大都市)		42.1	8.9	50.9

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、合計値や差引額等が一致しない場合がある。

② 東日本大震災に伴う算定の特例措置 (平成23年度からの継続措置)

○ 東日本大震災の特定被災地方公共団体に係る教育関係費目について短期間に需要額が大幅に変動しないための特例措置

→児童数等の対平成22年度伸び率を全国平均水準まで引き上げるための補正係数を加算

教育関係費目の特例加算額

(単位:億円)

年度	特例加算額	内訳				増減額 C(A-B)	増減率 D(C/B)
		小学校費	中学校費	高等学校費	その他の教育費		
27年度	4.4 A	1.8	0.8	0.2	1.6	0.5	13.5%
26年度	3.9 B	1.6	0.7	0.2	1.4		

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、増減率DはC/Bと一致しない。

○台帳等の滅失により算定が困難となっている費目の特例

→道路の面積・延長, 漁港の係留施設・外郭施設の延長, 都市公園の面積
(平成 23 年度報告数値により算定)

○ 東日本大震災に係る地方税法等の改正による非課税措置に伴う減収分の基準財政
収入額への特例加算

→震災復興特別交付税との重複措置を避けるため減収見込額の 75%を加算

③ 市町村の姿の変化に対応した算定 (平成 26 年度～)

平成の合併により, 市町村の面積が大きく変化したことを踏まえ, 次の3項目について,
平成 26 年度以降 5 年程度の期間をかけて普通交付税の算定に反映。

(1) 支所に要する経費の算定……………	26 年度から3カ年かけて先行的に実施
(2) 人口密度等による需要の割増し……………	} 27 年度以降, 順次 交付税に反映
(3) 標準団体の面積の見直し(単位費用への反映) ……	

このうち, (1)支所に要する経費について, 合併前の旧市町村役場(合併後に本庁舎と
なったものを除く。)が支所として存続しているとみなして算定。合併団体の一本算定に
加算。

平成 27 年度から見直しを行う項目 (3 年間かけて段階的に算定)

○消防費

- ・標準団体の面積の見直し(160 km²→210 km²)に伴い, 標準団体における出張所数を見
直し(2 箇所→3 箇所)。これに伴う人件費等の増を単位費用に反映
- ・旧市町村における常備消防機能(消防署所)の維持に係る経費を反映
- ・消防団に要する経費等について, 人口密度に応じた補正を充実

○清掃費

- ・標準団体の面積の見直し(160 km²→210 km²)に併せて, ごみ収集・運搬に要する経費を
見直し, 単位費用に反映
- ・人口密度が低い団体においては, ごみ収集・運搬に要する経費が増加する実情を踏
まえ, 人口密度に応じた補正を新設

○離島の対応

- ・離島であることにより増加する経費のうち, 消防費・清掃費にかかるものについて,
隔遠地・属性補正を充実し, 離島の団体の需要額を割増し(地域振興費にて反映)

④ 子ども・子育て支援新制度施行に対応した算定

平成27年度については、消費税・地方消費税の増税分を活用して、社会保障の充実を図ることとしており、当該措置に係る地方負担額について、地方財政計画に計上した上で、基準財政需要額に100%算入。

子ども・子育て支援法に基づく新制度の実施に伴う子ども・子育て支援の充実については、小学校就学前の子どものための教育・保育給付として、認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費に対する施設型給付等について措置。

4 県内市町村の状況

① 交付団体・不交付団体の状況

昨年度に引き続き、平成27年度は県内35市町村すべてが交付団体となった。

【参考】過去の不交付団体の状況(平成元年度以降)

年度	H元～H7	H8～H16	H17	H18～H24	H25～H27
不交付団体名	なし	女川町	女川町 富谷町	女川町	なし

② 普通交付税額の対前年度比較

17団体で増加、18団体で減少。

	増減率	団体数	団体名
増加	+10%以上	2 (1)	山元町, 女川町
	+5%以上10%未満	2 (0)	七ヶ宿町, 七ヶ浜町
	+5%未満	13 (5)	角田市, 多賀城市, 蔵王町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町, 松島町, 利府町, 大衡村, 色麻町, 涌谷町
	増加団体数 合計	17 (6)	
減少	△5%未満	15 (22)	石巻市, 塩竈市, 気仙沼市, 白石市, 名取市, 登米市, 栗原市, 東松島市, 大崎市, 亶理町, 大郷町, 富谷町, 加美町, 美里町, 南三陸町
	△5%以上10%未満	1 (5)	大和町
	△10%以上	2 (2)	仙台市, 岩沼市
	減少団体数 合計	18 (29)	

※()内の数値は、前年度の団体数である。

5 合併団体の算定の特例(合併算定替)

算定年度の4月1日現在において、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続したと仮定して、合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算を、合併市町村の財源不足額とし、合併による普通交付税算定上の不利益を被ることのないよう配慮。

算定方法…①②のうち有利な算定額が措置される。(合併後 10 年間)

① 合併算定替

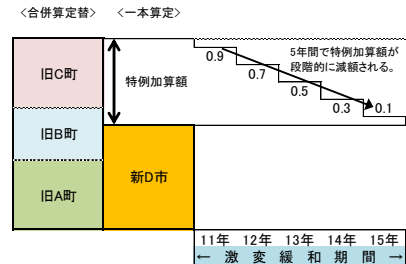
合併関係旧市町村がそのまま存続したものと
した時の算定額 (合併関係旧市町村の合計額)

② 一本算定

合併後の新市町村としての算定額

合併後 10 年経過すると、①と②の差額(特例加算額)が
段階的に減額され、16 年目を以降は一本算定に完全移行する。

合併算定替のイメージ



合併 9 団体の合併算定替による特例加算額(平成 27 年度)

普通交付税額 167.5 億円 (加算率 20.1%)

臨時財政対策債発行可能額 2.5 億円 (加算率 2.4%)

※H26 から加美町, H27 から気仙沼市(2次合併分)が縮減期間に入り, H27 は特例加算額
がそれぞれ, 2.6 億円, 0.5 億円程度減額されている。

<合併団体の普通交付税額等>

(単位: 百万円, %)

団体名	合併 年月日	適用年度			区分	合併算定替 ①	一本算定 ②	特例加算額 ③(①-②)	加算率 ③/②
		開始	縮減	終了					
石巻市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	18,498	15,661	2,837	18.1
					B	2,348	2,308	40	1.7
					計	20,846	17,969	2,877	16.0
気仙沼市	H18.3.31 H21.9.1	H18 H22	H28 H27	H32 H31	A	9,692	8,858	834	9.4
					B	1,127	1,089	38	3.5
					計	10,819	9,947	872	8.8
登米市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	17,751	13,891	3,860	27.8
					B	1,522	1,434	88	6.1
					計	19,273	15,325	3,948	25.8
栗原市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	18,934	14,816	4,118	27.8
					B	1,533	1,423	110	7.7
					計	20,467	16,239	4,228	26.0
東松島市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	5,423	4,943	480	9.7
					B	610	608	2	0.4
					計	6,033	5,551	482	8.7
大崎市	H18.3.31	H18	H28	H32	A	16,640	13,419	3,221	24.0
					B	2,209	2,259	-50	-2.2
					計	18,849	15,678	3,171	20.2
加美町	H15.4.1	H15	H26	H30	A	5,883	5,286	596	11.3
					B	504	495	9	1.8
					計	6,387	5,781	605	10.5
美里町	H18.1.1	H18	H28	H32	A	3,711	3,292	419	12.7
					B	405	405	0	0.1
					計	4,116	3,696	420	11.4
南三陸町	H17.10.1	H18	H28	H32	A	3,504	3,122	382	12.2
					B	280	268	12	4.5
					計	3,784	3,390	394	11.6
合計					A	100,036	83,289	16,747	20.1
					B	10,538	10,289	250	2.4
					計	110,574	93,577	16,997	18.2

A: 普通交付税(交付決定額ベース), B: 臨時財政対策債発行可能額

※「適用年度」欄のうち「開始」は合併算定替開始年度、「縮減」は激変緩和のための縮減開始年度、「終了」は
激変緩和のための縮減期間の最終年度。(気仙沼市は一次合併を上段、二次合併を下段に表示)

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計や差引が一致しない場合がある。

平成27年度 普通交付税決定額（市町村分）

（単位：千円、％）

市町村名	平成27年度	平成26年度	増減額	増減率	H27普通交付税	H26普通交付税	増減額	増減率
	普通交付税 A	普通交付税 B	(A-B) C	(C/B) D	+臨時財政対策債 E	+臨時財政対策債 F	(E-F) G	(G/F) H
仙台市	15,223,029	17,352,346	△ 2,129,317	△ 12.3	35,841,118	41,804,285	△ 5,963,167	△ 14.3
石巻市	18,497,635	19,101,445	△ 603,810	△ 3.2	20,845,777	21,854,535	△ 1,008,758	△ 4.6
塩竈市	4,852,983	4,920,535	△ 67,552	△ 1.4	5,641,448	5,764,754	△ 123,306	△ 2.1
気仙沼市	9,692,296	9,890,177	△ 197,881	△ 2.0	10,819,378	11,114,582	△ 295,204	△ 2.7
白石市	4,213,654	4,225,722	△ 12,068	△ 0.3	4,782,700	4,854,136	△ 71,436	△ 1.5
名取市	2,272,021	2,313,397	△ 41,376	△ 1.8	3,373,399	3,519,038	△ 145,639	△ 4.1
角田市	3,294,297	3,171,934	122,363	3.9	3,782,996	3,667,538	115,458	3.1
多賀城市	3,002,715	2,975,588	27,127	0.9	3,963,381	4,120,464	△ 157,083	△ 3.8
岩沼市	1,175,286	1,637,698	△ 462,412	△ 28.2	1,748,379	2,366,058	△ 617,679	△ 26.1
登米市	17,751,331	17,872,662	△ 121,331	△ 0.7	19,272,914	19,501,513	△ 228,599	△ 1.2
栗原市	18,933,923	19,074,097	△ 140,174	△ 0.7	20,467,011	20,701,710	△ 234,699	△ 1.1
東松島市	5,423,309	5,536,772	△ 113,463	△ 2.0	6,033,198	6,181,262	△ 148,064	△ 2.4
大崎市	16,639,671	16,987,030	△ 347,359	△ 2.0	18,849,070	19,368,270	△ 519,200	△ 2.7
蔵王町	1,806,471	1,754,924	51,547	2.9	2,062,425	2,030,361	32,064	1.6
七ヶ宿町	1,027,109	942,229	84,880	9.0	1,123,386	1,037,973	85,413	8.2
大河原町	1,540,372	1,509,054	31,318	2.1	1,888,809	1,872,985	15,824	0.8
村田町	1,788,213	1,779,644	8,569	0.5	2,008,458	2,011,113	△ 2,655	△ 0.1
柴田町	2,426,348	2,321,840	104,508	4.5	3,016,406	2,938,326	78,080	2.7
川崎町	2,137,153	2,056,720	80,433	3.9	2,322,247	2,243,443	78,804	3.5
丸森町	3,287,032	3,213,662	73,370	2.3	3,561,605	3,498,295	63,310	1.8
亘理町	2,531,460	2,647,419	△ 115,959	△ 4.4	2,976,374	3,159,816	△ 183,442	△ 5.8
山元町	2,449,375	2,186,261	263,114	12.0	2,703,536	2,425,856	277,680	11.4
松島町	1,806,926	1,805,444	1,482	0.1	2,051,072	2,088,810	△ 37,738	△ 1.8
七ヶ浜町	1,362,526	1,286,957	75,569	5.9	1,701,342	1,628,666	72,676	4.5
利府町	857,427	820,930	36,497	4.4	1,339,265	1,339,894	△ 629	0.0
大和町	1,301,300	1,387,814	△ 86,514	△ 6.2	1,742,187	1,846,806	△ 104,619	△ 5.7
大郷町	1,465,533	1,467,038	△ 1,505	△ 0.1	1,646,029	1,657,848	△ 11,819	△ 0.7
富谷町	1,385,545	1,397,407	△ 11,862	△ 0.8	1,997,947	2,056,565	△ 58,618	△ 2.9
大衡村	602,206	587,234	14,972	2.5	766,126	750,506	15,620	2.1
色麻町	1,927,822	1,872,062	55,760	3.0	2,090,097	2,043,142	46,955	2.3
加美町	5,882,552	6,177,340	△ 294,788	△ 4.8	6,386,658	6,730,855	△ 344,197	△ 5.1
涌谷町	2,707,401	2,653,861	53,540	2.0	2,988,359	2,944,701	43,658	1.5
美里町	3,711,086	3,737,886	△ 26,800	△ 0.7	4,116,113	4,172,857	△ 56,744	△ 1.4
女川町	48,368	9,488	38,880	409.8	323,711	66,213	257,498	388.9
南三陸町	3,504,005	3,578,846	△ 74,841	△ 2.1	3,783,996	3,877,690	△ 93,694	△ 2.4
大都市計	15,223,029	17,352,346	△ 2,129,317	△ 12.3	35,841,118	41,804,285	△ 5,963,167	△ 14.3
都市計	105,749,121	107,707,057	△ 1,957,936	△ 1.8	119,579,651	123,013,860	△ 3,434,209	△ 2.8
町村計	45,556,230	45,194,060	362,170	0.8	52,596,148	52,422,721	173,427	0.3
県計	166,528,380	170,253,463	△ 3,725,083	△ 2.2	208,016,917	217,240,866	△ 9,223,949	△ 4.2
県計 (除大都市)	151,305,351	152,901,117	△ 1,595,766	△ 1.0	172,175,799	175,436,581	△ 3,260,782	△ 1.9
合併団体計	100,035,808	101,956,255	△ 1,920,447	△ 1.9	110,574,115	113,503,274	△ 2,929,159	△ 2.6
非合併団体計	66,492,572	68,297,208	△ 1,804,636	△ 2.6	97,442,802	103,737,592	△ 6,294,790	△ 6.1
非合併団体計 (除大都市)	51,269,543	50,944,862	324,681	0.6	61,601,684	61,933,307	△ 331,623	△ 0.5

(注) 合併団体の交付額は、合併算定替により算定した額である。